

別紙 3

教科書採択行為は公共入札行為である

1、教科書採択は、一種の公共入札行為である

(1) 教科書採択とは

「教科書採択」とは、学校で使用する義務教育諸学校用の教科用図書（以下、「教科書」）を決定することである。それは、複数の教科書（物品）の中から使用する教科書（物品）を特定する行為である。

(2) 国は、教科書を教科書発行者から購入する

① 国は、無償で教科書を給与する

国は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下、「無償措置法」）第3条及び第5条に基づき、教科書を教科書発行者（以下、「発行者」）から教科書（物品）を購入（調達）し、児童及び生徒に無償で給与しなければならない。そのために、無償措置法第4条に基づき、発行者と教科書を購入する旨の契約を締結しなければならない。つまり、国は、採択された教科書を購入し、無償で児童・生徒に給与しなければならない。

② 国が物品を購入する方法

国が民間から物品やサービスを購入したりすることを「政府調達」という。この政府調達には、「公正性の確保」が求められ、この公正性を保つため、調達に際して何らかの客観的な基準に照らして企業を選び、そこと契約し、取引を行なう必要がある。そのために、入札という方式がとられる。

③ 公共入札の種類

国が売買、貸借、請負いその他の契約をする際には、(ア) 一般競争入札 (イ) 指名競争入札 (ウ) 随意契約 (エ) せり売り の4種類のうち、いずれかの方法によって締結すると会計法29条の3項において定めている。

④ 文科省は、教科書検定を実施

文部科学省（以下、「文科省」）は、教科書検定を実施している（請求人らは、同検定は、違法であると認識している）。検定を行うにあたっては、その前年度に検定の申請を行うことのできる教科書の種目及び期間を告示することとしている（教科書図書検定規則第4条2項）。それは、いわゆる入札の誘引である。

教科書の著作者又は発行者は、その教科書の検定を文部科学大臣（以下、「文科大臣」）に申請することができる（教科書図書検定規則第4条1項）。申請は、入札の申込に該当する。その教科書は文科省内の教科書調査官の調査に付されるとともに、文科大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会に諮問される。審議会の答申が行われると、文科大臣は、教科用図書検定基準に基づいて検定を行う（教科書図書検定規則第3条）。

検定を経た教科書が学校で使用されるためには採択される必要がある。検定を経た教科用図書を文科大臣は教科書目録に登載し、その中から各教育委員会において適正な手続を経て使用する教科書を決定する。

⑤ 発行者は、文科大臣の指定を受けている

義務教育諸学校用の教科書は、無償措置法第18条により、文科大臣の指定を受けた発行者だけに限定して発行を認め、しかも、教科書の書目を文科大臣に届け出、教科書目録への登載を認め、この目録に登載された教科書が入札に参加できる教科書となり、この中から使用する教科書を決める。

⑥ 採択は指名競争入札において行なわれる

このように、文科大臣の指定を受けている発行者が作成しかつ文科省の検定に合格し、教科書目録に登載されている教科書（物品）の中から使用する教科書（物品）が、決定（落札）される。このような入札行為は、会計法29条3項の3に該当する指名競争入札である。

⑦ 教科書採択は、公共入札行為である

以上のように、使用する教科書を決定する行為は、指名競争入札における落札行為であり、教科書採択とは、一種の公共入札行為である。

以上